

令和6年竹田市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和6年2月6日(火) 午後2時15分～午後3時00分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 山本 昭雄 2番 改木 謙士 3番 猪 九州男 4番 首藤 徳子 5番 秦 志喜男
6番 児玉 淳一 7番 坂本 大蔵 8番 上野 一男 9番 本郷 敦子 10番 島村 宏司
11番 工藤 明秀 12番 後藤 恵美子 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：堀貴美子、管理係長：渡部夕樹、農地係：河崎凌央

6. 議事

議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・2件
議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・2件
議案第10号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13件
議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・・・6件
議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・・・・・・・1件
議案第13号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1件
議案第14号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・209件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(15時15分)

議長

今から、令和6年竹田市農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布してあります日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は3番 猪九州男委員、4番 首藤徳子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第3号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が2件ありましたので報告します。

なおこの案件は、議案第10号農用地利用集積計画についての承認と議案第11号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し合意解約するものです。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 2件

議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 2件

議案第10号 農用地利用集積計画の承認について 13件

議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 6件

議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

議案第13号 非農地証明について 1件

議案第14号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について 209件

以上、234案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第8号は農地中間管理事業により土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

2番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今議案第8号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第8号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第8号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第9号の農用地利用集積等促進計画案は先程議案第8号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第9号の1番の借り手は〇〇〇〇です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。

選定理由は、いずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今議案第9号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

それでは私から、1番の方は高齢のようだが大丈夫ですか。

農政課

貸し手の方が若いですが双方で話していますので大丈夫だと思います。

議長

他にないですか。無いようですので質疑を終結いたします。

議案第9号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時23分)

議長

再開します。

(14時23分)

議長

議案第10号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。なお議案第10号は分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に議案第10号の11番を審議します。2番 改木謙士委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。

議案第10号の11番の説明を、事務局に求めます。

事務局

11番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。4年間の賃貸借、再設定です。

この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第10号の11番について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第10号の11番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第10号の11番 農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

2番 改木謙士委員はご着席ください。

議長

続いて議案第10号の1番から10番、12番から13番について説明をお願いします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

2番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

3番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

4番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。

5番の借り手は〇〇〇〇〇です。2年11か月間の賃貸借、再設定です。労力4人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6番の借り手は〇〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

9番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

10番、12番の借り手は〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借受農地の効率的な利用が見込まれます。

13番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、議案第10号の1番から10番、12番から13番について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第10号の1番から10番、12番から13番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号の1番から10番、12番から13番 農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

続いて議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ申請地の竹田市大字平田字簾〇〇〇〇外3筆 田2筆畑2筆 合計面積1,213平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は1,213平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第11号の1番の調査報告をいたします。本件は兄妹間の贈与です。相続を受けた長男は神奈川県在住のため妹夫婦が大分市から実家に頻繁に帰り農地の維持管理に努めてきました。このたび兄から贈与を受けたものです。譲受人の労力は2人です。農機具は管理機1台・草刈りモア1台を所有しており、農地の耕起、田植、収穫等は近くの知人に作業委託をしています。自家消費用の野菜、稲作づくりの農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字植木字枝〇〇〇〇外4筆 田5筆 合計面積6,161平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は43,

919平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第11号の2番の調査報告をいたします。本件は義兄弟間の贈与です。義理の兄である譲渡人がケガと病気で耕作できなくなったため贈与により農地の保全をするものです。譲受人の労力は3人です。農機具はトラクター8台、畜産用各種機械を数多く所有しており、親牛80頭、子牛60頭を繁殖する畜産経営農家です。農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字門田字大津留〇〇〇畑1筆 面積33平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,776.91平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第11号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市大字倉木字下之原〇〇〇外5筆 畑6筆 合計面積6,519平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は6,519平方メートルです。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

議案第11号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・耕運機2台・草刈り機2台所有しており、野菜、ブルーベリー中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字三妙迫〇〇〇〇畑1筆 面積239平方メートルを所有権移転するものです。親子間の贈与です。譲受人の経営規模は1,266.39平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第11号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は管理機1台・草刈り機1台所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第11号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字三妙迫〇〇〇〇外1筆 田2筆 合計面積3,853平方メートルを所有権移転するものです。新規就農です。譲受人の経営規模は3,853平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第11号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具は自治会の人から借り受けるそうです。もともと協力隊で竹田に来て久住に定住するそうです。稲作中心の新規就農で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第11号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。6番の人は協力隊で入って畜産ヘルパーとかしていたのですか。

3番 猪九州男委員

本人はヘルパーをやめていますが奥さんはまだ続けています。自治会によく面倒を見てくれる人がいるようです。

議長

他にないですか。

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第11号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第12号の1番の案件は、申請地 竹田市大字小塚字萱下シ〇〇〇〇 面積2,750平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域内の農地です。転用目的は農業用倉庫施設です。転用者は、野菜を保管する倉庫を借りているが今回農業用倉庫施設に冷蔵倉庫、作業場、休憩室及び駐車場を建設する計画です。排水については、合併処理浄化槽を経由して既存側溝に流す計画で水路組合の承諾も得ております。工事期間は令和6年4月1日から令和6年11月30日までを予定しております。転用許可基準は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当すると考

えられます。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第12号の1番の調査報告をいたします。現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第12号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第12号について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。よって、議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第13号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第13号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する申請地 竹田市大字穴井迫字庄屋〇〇〇〇 登記地目 畑1筆 面積119平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は農地として管理することができなくなり平成6年頃から放棄地となり竹が生育し、現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

8番 上野一男委員に調査報告をお願いします。

8番 上野一男委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われる。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第13号について担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。議案第13号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。
よって、議案第13号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第14号 利用状況調査に基づく非農地認定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局

議案第14号の案件は利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地と判断された農地について農地への復旧が困難で非農地認定をすることに問題はないか意見を求めるものです。今回は田110筆、面積89,131.91平方メートル、畑91筆、面積67,111平方メートル、その他8筆、面積3,267.73平方メートル、合計209筆、面積159,510.64平方メートルを非農地として認定するものです。内訳として、竹田地域では156筆、面積106,571.33平方メートルです。荻地域では15筆、面積13,829.31平方メートルです。久住地域では15筆、面積16,931平方メートルです。直入地域では23筆、面積22,179平方メートルです。

議長

只今、事務局による説明がありましたがご意見・質疑はありませんか。

7番 坂本大蔵委員

非農地認定の作業大変だったと思います。お疲れ様でした。今後非農地認定をして農家の方が法務局に行つて地目を変更することになると思うんですが、多分一筆あたり2万から3万円のお金がかかるのでなかなかする方はいないと思います。それで地方税法381条第7項で市町村長が職権で修正を申し出ることができるという法律があるので、事務的に余裕があれば市の税務当局と話し合つて是非職権で農地を山林と原野とかにしてあげると将来的に総会での非農地認定の件数も減ってくるという効果も期待できますので取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

議長

これについて何かありますか。事務局。

事務局

市町村認定については過去やっている経過があるようですが、それ以後はしていませんので過去の分が蓄積している状態です。遑ってやる必要があるのかとも考えているので事務量的には多くなってきます。市長部局の税務課と協議しながら慎重に考えていきたいと思います。

7番 坂本大蔵委員

過去にさかのぼる必要はないと思います。過去原野でも山林になっているところもあるので、もしするとしたら今からでいいのではないかと思います。国も職権で修正することを積極的に活用するようにと通知も来ているので、今すぐとは言いませんが近いうちに取り組んでいただければ市民のためにもなるし農業委員会として大変素晴らしい取り組みになるのではないかと思います。

議長

他に何かありませんか。

無いようですので質疑を終結いたします。議案第14号について、非農地認定をすることにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。よって、議案第14号 非農地認定についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年竹田市農業委員会 第2回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時00分)

令和6年2月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....